

改正

平成27年4月1日規則第6号

平成28年4月1日規則第34号

平成30年6月1日規則第63号

長浜市市民協働推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市附属機関設置条例(平成25年長浜市条例第27号)第6条の規定に基づき、長浜市市民協働推進会議(以下「協働会議」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 長浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する協働会議の所掌する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 市民協働によるまちづくりの推進に関し、調査し、及び審議すること。
- (2) 市民協働推進計画の進行管理及び見直しに関し、調査し、及び審議すること。
- (3) 前2項に掲げる事項について、必要に応じ長浜市市民協働推進本部に対し提言又は助言を行うこと。
- (4) その他市民協働の推進に関し市長が必要と認めること。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 公募市民
- (2) 市民活動団体の推薦を受けた者
- (3) 地域活動団体の推薦を受けた者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協働会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協働会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協働会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、会議の招集は市長が行う。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協働会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 協働会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 協働会議は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 協働会議の庶務は、市民協働部市民活躍課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協働会議の運営に関し必要な事項は、会長が協働会議に諮っ

て定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年4月1日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月1日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。